

第1号議案

但馬地域鉄道利便性向上対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、但馬地域鉄道利便性向上対策協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、但馬地域鉄道利便性向上対策アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）に掲げる事業を地域の連携のもとに推進するために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アクションプログラムに掲げる事業の推進にかかる協議・調整
- (2) 鉄道の利便性向上、利用促進に向けた啓発
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な活動の実施

(構成)

第4条 協議会の構成は別表1のとおりとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

2 会長は、構成員の互選とし副会長、監事は会長の指名により決定する。

3 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

4 役員が欠けた場合においては、その職を継承したものを役員とし、任期は前任者の残任期間とする。

5 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(総会)

第6条 協議会は必要に応じて総会を開催する。

2 総会は会長が招集する。

3 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 役員選任に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事
- (5) その他、協議会の運営に関する重要事項に関する事

4 総会は過半数の出席（委任状を含む）により成立し、その議決は出席者の多数決による。可否同数の時は、会長がこれを決する。

5 総会は、前項の規定にかかわらず会長が必要と認めたときは、書面又は電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により決議することができる。但し、その場合においても、その議決については、前項の規定による。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、兵庫県但馬県民局県民躍動室地域振興課に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第8条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。但し、初年度については、設立の日から当該年度の3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- この規約は、平成18年12月4日から施行する。
 一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
 一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
 一部改正は、平成27年4月1日から施行する。
 一部改正は、平成29年6月28日から施行する。
 一部改正は、令和4年4月21日から施行する。
 一部改正は、令和6年4月1日から施行する。
一部改正は、令和6年7月18日から施行する。

別表1（第4条関係）

区 分	構成団体名	役職	役員
団 体	豊岡商工会議所	専務理事	監事
	但馬地域商工会振興協議会	会長	
	但馬区長会連合会	会長	会長
	但馬ブロック老人クラブ連絡協議会	会長	
	但馬青少年本部	本部長	
	但馬地区県立学校長会	代表	
	但馬中学校長会	代表	
交 通 事 業 者	西日本旅客鉄道(株)豊岡駅	駅長	監事
	全但バス(株)	常務取締役	
行 政	豊岡市	副市長	
	養父市	副市長	
	朝来市	副市長	
	香美町	副町長	
	新温泉町	副町長	
	但馬広域行政事務組合	事務局長	
	但馬県民局	副局長	副会長
	県土整備部県土企画局交通政策課	課長	

規約改正 新旧対照表

現行	改正案
<p>但馬地域鉄道利便性向上対策協議会規約</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(総会)</p> <p>第6条 協議会は必要に応じて総会を開催する。</p> <p>2 総会は会長が招集する。</p> <p>3 総会は次の事項を審議する。</p> <p>(1) 規約の改正に関する事</p> <p>(2) 役員を選任に関する事</p> <p>(3) 予算及び決算に関する事</p> <p>(4) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事</p> <p>(5) その他、協議会の運営に関する重要事項に関する事</p> <p>第7条～第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成18年12月4日から施行する。</p> <p>一部改正は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>一部改正は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>一部改正は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>一部改正は、平成29年6月28日から施行する。</p> <p>一部改正は、令和4年4月21日から施行する。</p> <p>一部改正は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>別表1 略</p>	<p>但馬地域鉄道利便性向上対策協議会規約</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(総会)</p> <p>第6条 協議会は必要に応じて総会を開催する。</p> <p>2 総会は会長が招集する。</p> <p>3 総会は次の事項を審議する。</p> <p>(1) 規約の改正に関する事</p> <p>(2) 役員を選任に関する事</p> <p>(3) 予算及び決算に関する事</p> <p>(4) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事</p> <p>(5) その他、協議会の運営に関する重要事項に関する事</p> <p><u>4 総会は過半数の出席(委任状を含む)により成立し、その議決は出席者の多数決による。可否同数の時は、会長がこれを決する。</u></p> <p><u>5 総会は、前項の規定にかかわらず会長が必要と認めるときは、書面又は電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により決議することができる。但し、その場合においても、その議決については、前項の規定による。</u></p> <p>第7条～第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成18年12月4日から施行する。</p> <p>一部改正は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>一部改正は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>一部改正は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>一部改正は、平成29年6月28日から施行する。</p> <p>一部改正は、令和4年4月21日から施行する。</p> <p>一部改正は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>一部改正は、令和6年7月18日から施行する。</u></p> <p>別表1 略</p>